

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2025 年 4 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「投資教育」です。

第 30 講 「投資教育」 (確定拠出年金法第 22 条 ほか)

確定拠出年金における、いわゆる「投資教育」とは、加入者等の運用の指図に資するために行われる、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置のことです。投資教育に関する規定としては、確定拠出年金法第 22 条（事業主の責務）があり、このほかに法令解釈第 3（資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項）に具体的な内容が記載されています。まず、主な条文を見てみましょう。

確定拠出年金法第 22 条（事業主の責務）

第 1 項 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。

第 2 項 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

確定拠出年金法第 73 条（企業型年金に係る規定の準用）

第 1 項 前章第四節の規定は積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、（略）準用する。
この場合において、第二十二條及（略）中「事業主」（略）とあるのは、「連合会」と読み替える（略）。

確定拠出年金法第 22 条は、投資教育の実施が事業主の責務であることを定めた規定です。

第 1 項により、事業主は、継続的に投資教育を実施するように努めなければなりません。「継続的に」とあることから分かるように、加入時の投資教育に加え、加入後も継続的に投資教育を行うことが努力義務となっています。

また、第 2 項により、投資教育を行う際の配慮として、加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、運用の指図に有効に活用できるようにすることが求められています。

なお、法令解釈第 3. 1にあるように、投資教育は、運営管理機関や企業年金連合会等に委託することができますが、実施について努力義務を負うのは条文の通り事業主となります。これに対し個人型年金では、確定拠出年金法第 73 条（企業型年金に係る規定の準用）により、国民年金基金連合会が実施について努力義務を負います。

また、前述のように、投資教育とは、加入者の運用の指図に資するための「資産の運用に関する情報提供」のことですが、これとは別に確定拠出年金法第 24 条には「運用の方法に係る情報の提供」という規定もあるので混同しないように留意しましょう。「運用の方法に係る情報の提供」は、後述するいわゆる投資教育の内容とは異なり、提示した個別の運用の方法の内容に関する情報を提供するもので、運用の方法を提示した運営管理機関等が提供義務を負いま

す（第 31 講参照）。

次に、法令解釈で投資教育の具体的な内容について見てみましょう。

法令解釈第 3. 1 は投資教育の基本的な考え方に関する記載です。主な内容としては、①投資教育の実施について努力義務を負う事業主や国民年金基金連合会に加え、委託を受けて投資教育を実施する運営管理機関、企業年金連合会等は極めて重い責務を負うこと、②従業員等が加入者等となる時点において投資教育が行われているように努める必要があること、③加入者等の利益が図られるように投資教育を実施する必要があること、があげられます。

法令解釈第 3. 2 は、加入時の投資教育と加入後の投資教育の性格の違いに着目した留意事項に関する記載です。加入時の投資教育は、実際に運用の指図を経験していないことから、基礎的な事項を中心に行うことが効果的であるとされています。例えば、確定拠出年金制度における運用の指図の意味を理解すること、具体的な資産の配分が自らできること及び運用による収益状況の把握ができることを主たる目的としたものが求められます。一方、加入後の継続的な投資教育では、基礎的な事項が習得できていない者への再教育の機会としての役割に加え、実際に運用の指図を経験していることから、運用の実績データ等を活用したより実践的な教育の機会としての役割も担います。これにより、加入前の段階では理解が難しい金融商品の特徴等についても、効果的に知識を習得できることが期待されます。

法令解釈第 3. 3 は、投資教育の具体的な内容に関する記載です。内容は多岐にわたりますが、大きく分けると、①確定拠出年金制度等の具体的な内容（公的年金制度の概要を含む）、②金融商品の仕組みと特徴、③資産の運用の基礎知識、④確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計、の 4 分野に分けられます。

なお、実際に投資教育を行う際は、加入時及び加入後の投資教育の目的、性格等に応じて、内容の配分に配慮することや、加入者等の知識及び経験等に応じた内容とすることが求められます。そのために、運営管理機関は、制度の運用の実態等に関する定期的な把握・分析を行い、事業主に情報提供することや、必要に応じて投資教育に関する助言をするように努めることとされています。また、投資教育実施後にアンケート調査等を行い、投資教育の効果の達成状況を把握することも事業主には求められます。

法令解釈第 3. 4 は、情報提供の方法（投資教育の実施方法）に関する記載です。実施方法としては、資料やビデオの配布、説明会の開催などがあり、加入者等の知識及び経験等に応じて最適な方法で行うことが求められます。この点、事業主には、加入者等がその内容を理解できるように投資教育を行う責務があるため、一方的に情報を提供しただけでは責務を果たしたとはいえず、加入者等からの質問や照会等には速やかに対応しなければなりません。

また、運営管理機関等に投資教育を委託する場合は、事業主は、その内容、方法、実施後の運用の実態、問題点等の投資教育の実施状況を把握するように努めなければなりません。

法令解釈第 3. 5 は、投資教育と特定の運用の方法の勧奨行為との関係に関する記載です。事業主や運営管理機関は、加入者等に特定の運用の方法を勧めることが禁止されていますが（第 23 講、第 25 講参照）、法令解釈に則って適切に行われた投資教育は当該禁止行為には該当しません。例えば、価格変動リスク又は為替リスクが高い株式等のリスクの内容について十分に説明した上で、これらの商品を含む複数の運用プランを提示することが認められます。

投資教育については、具体的な内容は法令解釈に委ねられ、その内容も広範に及ぶので一度法令解釈で確認しておくといでしょう。

今回は、「運用の方法に係る情報の提供」です。

※記載内容は 2025 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。

※条文の主要箇所には下線が引いてありますので、読み進める際の参考にしてください。